

令和2年第1回臨時会

# 大江町議会会議録

令和2年 4月10日 開会

令和2年 4月10日 閉会

大江町議会

## 令和2年第1回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (4月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○行政報告	6
○議第30号～議第36号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
○閉会の宣告	36
○署名議員	37

大江町告示第16号

令和2年第1回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月9日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和2年4月10日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・ 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町税条例等の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- ・ 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町介護保険条例の一部を改正する条例)
- ・ 令和2年度大江町一般会計補正予算(第1号)

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

## 令和2年第1回大江町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年4月10日(金)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議第30号 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 議第31号 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議第32号 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議第33号 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)
- 日程第 8 議第34号 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 議第35号 専決処分の承認を求めることについて  
(大江町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 議第36号 令和2年度大江町一般会計補正予算(第1号)

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	五十嵐大朗君	政策推進課長	鈴木利通君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋葉浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	清水正紀君

---

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆様、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回大江町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

2番 菊地邦弘君

3番 藤野広美君

を指名します。

---

◎会期決定の件

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

---

### ◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、行政報告を行います。

町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（松田清隆君） 私のほうから行政報告として、新型コロナウイルス感染症対策の現状についてご報告させていただきます。

新型コロナウイルスに関しましては、収束への見通しが見えず、全国的な感染が拡大しているという状況であります。現時点で本町の対応というふうなことで申し上げたいと思います。

大江町では、去る2月27日に庁内連絡会議を経て、3月2日には大江町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて、これまで合わせて9回の会議を重ね、対応に努めてきたところでございます。

4月7日の夜には、感染が拡大している7つの都道府県に対して緊急事態宣言が発令されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法、いわゆる特措法に基づき、大江町においても対策本部の設置が義務付けられましたので、設置済みの感染症対策本部をこの法律に基づく対策本部に移行しているところでございます。

さて、これまで議会事務局を通して何度か情報提供という形でご連絡をさせていただいておりますが、残念ながら日々刻々と情勢が変わり、県内でも既に27人の感染者が報告されるなど、もはやいつどこでどんな形で発生してもおかしくないという事態となっております。

マスコミ報道にありましたが、町内においても支店がある銀行の他県支店の女性行員1人

が感染しましたが、その同僚行員の一人が3月下旬に大江町に来店していたことが判明し、銀行サイドの判断で大事を取り、建物の外で営業することとなったのは、ご承知のとおりかと思えます。また、その影響なのか、町内でも感染者が出たとの誤った情報がツイッターなどのSNS上で出回るなど、風評被害と言われるようなものも発生しているというところがございます。

なお、この件に関しましては、当該金融機関より安全が確認されたことから、4月9日より通常の営業体制となったとの連絡を受けているところがございます。

町では、国・県から提供された情報を基に、手洗いなどの励行のほか、いわゆる3つの密、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」この3つを避けることを呼びかけ、当面の期間、町主催行事の中止または延期、各種団体に対しては不要不急のイベントなどの自粛を要請しています。また、特に県外との往来の自粛などについて呼びかけを行っているところがございます。

小・中学校につきましては、先日、必要最小限の参加者で時間を短縮した形で入学式を行いました。一気に県内での感染者が増えた事実を重く受け止め、児童・生徒の安全確保の観点から、小学校では4月9日から、中学校では本日4月10日から4月の22日まで、再度休校の措置を取らせていただいているところがございます。

なお、町では公共施設などの利用についても、状況の変化に応じて制限を拡充してきました。

資料1のほうをご覧ください。

4月7日の第9回対策本部を経て、町ホームページに掲載した内容となっています。対応方針は記載のとおりでありますので、省略させていただきますが、中段以降の公共施設などの利用制限につきましても記載のとおりであります。大部分が当面の期間、利用中止としております。状況が日々変わることから、このような表現にならざるを得ない状況とご理解いただきたいと思います。一応の目安としては4月末日までを現時点では想定をしているというふうな内容でございます。

以上、現時点における状況であります。残念ながら好転の兆しが全く見えない状況であります。状況次第で、公共施設などの利用制限などがさらに延びる可能性も否定できません。

また、4月9日付で注意喚起チラシを全戸配布したほか、引き続き防災行政無線での呼びかけ、新型コロナウイルスに関する相談窓口、税金や上下水道料金の納付に関する相談窓口、貸付金の利子補給に関する相談窓口などを開設し、町民の皆様の不安解消に努めているとこ

ろでございます。

今後とも適宜、情報提供と感染防止に努めてまいりますので、議員各位の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告は終わりました。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

---

#### ◎議第30号～議第36号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第30号 専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例等の一部を改正する条例）から、日程第10、議第36号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第1号）の7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、議第30号から議第36号までの専決処分の承認6件、補正予算1件、合わせて7議案について、一括してご説明申し上げ、上程させていただきます。

議第30号から議第32号までの議案3件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大江町税条例等の一部を改正する条例、大江町都市計画税条例の一部を改正する条例及び大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、令和2年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

また、議第33号につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、同日付で専決処分を行ったものであります。

議第34号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについては、このたび、放課後児童支援員の資格要件の拡大により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることから、本条例についても令和2年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

議第35号 大江町介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについては、介護保険法施行令などの改正に伴い、消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減措置について完全実施されることとなったことから、本町においても同様の軽減措置を行うため、令和2年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

議第36号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第1号）は、先ほど行政報告で申し上げました新型コロナウイルス感染症被害が全国的に広がっている現状に鑑み、町内への影響を防ぐための対策経費を計上いたしました。

小規模な自治体だからこそ可能な即効性のある見える形での措置として、家計負担への支援、また冷え込んでいる町内経済活動の消費喚起を促すため、全町民に商品券を配布する費用のほか、子どもたちを守る衛生対策として、町内の小中学生へ布製マスクを配布する費用などを計上しております。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う県補助金のほか、不足する財源については、前年度繰越金を充当しております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、補正後の予算総額を46億8,200万円とするものであります。

以上、7議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細については担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 議第30号 専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例等の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第30号 大江町税条例等の一部を改正する条例の詳細についてご説明申し上げます。

資料2の新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正文は、その大本となる地方税法等の一部を改正する法律の改正文が施行日等の違いにより条立てで構成されていることから、法律の改正文に沿って3条立てで構成しております。また、原則として令和2年4月1日が施行日となりますが、改正規定により施

行日が異なることにご留意いただきたいと存じます。

1 ページをご覧ください。

第24条は、町民税の非課税の範囲について規定する条文であります。未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、「寡夫」を「ひとり親」に改めるもので、これに伴い、1 ページ下段の第34条の2、2 ページの第36条の2 及び第36条の3 の2 並びに3 ページの第36条の3 の3 の規定を整理するものであります。

3 ページ下段をご覧ください。

第48条は、法人の町民税の申告納付について規定する条文であります。法人税法において連結納税制度が廃止され、グループ通算制度へと移行することに伴う経過措置として引用先の項ずれが生じることから、これに対応するものであります。

4 ページをご覧ください。

第54条は、固定資産税の納税義務者について規定する条文であります。所有者不明土地対策の一つとして、探索してもなお存在が不明である所有者に代わり、その土地の使用人に固定資産税を課税することができる規定を新設するほか、引用先の項ずれへの対応と字句等を整理するものであります。

7 ページをご覧ください。

中段の第94条は、たばこ税の課税標準について規定する条文であります。軽量の葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法を2 か年かけて段階的に改正するための規定を整備するものであります。

8 ページをご覧ください。

第96条は、たばこ税の課税免除について規定する条文であります。課税免除に係る必要な手続を簡素化する規定が整備されたことに伴い改正するものであり、次の第98条は、引用先である第96条第2 項が項ずれとなることから、これに対応するものであります。

9 ページをご覧ください。

第131条は、特別土地保有税の納税義務者等について規定する条文であります。特別土地保有税につきましては、平成15年度から課税を停止しておりますが、条文自体は改正が必要となることから、第54条の改正に伴い、引用先の項ずれに対応して改正するものであります。

次の附則第3 条及び10ページの第4 条につきましては、延滞金の特例規定の見直しに伴い改正するものであります。

11ページをご覧ください。

附則第6条以降の改正は、主に改元に伴うものでありますが、11ページ下段の附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例並びに18ページの附則第17条の2第1項及び第2項の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、それぞれ適用期間を3年延長する見直しに伴い改正するものであります。

以上が第1条による改正となりますが、第24条、第34条の2、第36条の2並びに附則第3条及び第4条の改正規定につきましては令和3年1月1日に、また、第94条の改正規定につきましては令和2年10月1日に、附則第17条及び第17条の2第3項につきましては土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日にそれぞれ施行することとなり、それ以外の改正規定は令和2年4月1日に施行するものであります。

21ページをご覧ください。

第19条につきましては、引用先の項ずれに対応するほか、字句等を整理するものであります。

22ページをご覧ください。

第20条につきましては、引用先となっている第52条第4項を削除することに伴うものであり、また、次の第23条は人格のない社団等に係る条文等が整理されたことに伴い改正するものであります。

23ページをご覧ください。

第31条表中及び24ページと同条第3項並びに第48条、29ページの第50条及び30ページの第52条につきましては、法人税法における連結納税制度が廃止され、グループ通算制度へ移行することに伴い、条文の整理と引用先の項ずれに対応するため改正するものであります。

31ページ下段をご覧ください。

第94条は、軽量な葉巻たばこの紙巻たばこへの換算方法を2か年かけて段階的に改正するものであり、この改正により軽量な葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する段階的な改正が完了することとなります。

32ページをご覧ください。

附則第3条第2項につきましては、引用先となっている第52条第4項を削除することに伴い改正するものであります。

以上が第2条による改正となりますが、第94条の改正規定が令和3年10月1日に施行する

こととなり、それ以外の改正規定は令和4年4月1日に施行することになります。

33ページをご覧ください。

第3条による改正となるこの条では、平成31年3月29日に専決処分し、令和元年6月5日の定例会でご承認いただきました大江町税条例等の一部を改正する条例の改正規定の一部を改正するものであります。

第1条による改正のうち、第24条中「寡夫」を「ひとり親」に改正するため、第24条第1項第2項の改正規定を削除し、また、同条に第5項を加える改正規定中、第5項を改元に伴い改正するものであります。

また、次の附則第1条から36ページの附則第8条までは改元に伴い改正するものであります。

以上が第3条による改正となりますが、施行日につきましては令和2年4月1日となります。

37ページをご覧ください。

本条例は、令和に改元されて以降、最初の条例改正となることから、本則及び制定附則並びに過去の改正附則の全てについて改元に伴う対応が必要となります。そのため、本条例の附則に過去の改正附則を改元する規定を設けております。

附則第8条は、平成27年3月31日施行の大江町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）を改元する規定であります。

以下、39ページの附則第9条、41ページの附則第10条、43ページの附則第11条につきましても改元する規定であり、いずれも令和2年4月1日に施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から施行する必要があるため、専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第30号の質疑を行います。

伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

4ページについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

固定資産税がなんかちょっと変わるようだというので、例えば土地を放棄して、分からない所有の土地を農家の場合、借りている人がいるんですね。そのまま作ってずっときている人が、結構。それで、例えば、その地主の方がはっきり分からない方で、土地を借りて

いる場合、例えば課税が今度使用者に来ると、先ほど説明があったんですが、再度もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、そうなりますと、ただでもいいから作ってけろという条件で作ったみたいな形が、今度、税金を払わなきゃならなくなるんじゃないかと、農地を作っている方が、心配される方が結構いるんじゃないかなと私は思うんですよ。

そこで、例えば所有権も移転しないで、使用、農地を借りて荒らさないで作ってけろなど生前に口約束みたいな形で作っている方が、今度、固定資産税取られると、そうなりますと、その農地、土地、それを放棄する場合、結構出てくるんじゃないかなという気がしますけれども、その辺の考えは、いかが考えているかお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） このたびの固定資産税の改正案でございますが、これまで登記されている所有者の方が死亡等により正当な相続手続がなされずに、所有者の方が不明な土地、調べてもなお不明な土地について、場合によっては課税ができない事態が発生しておりました。その課題を改善するために、調べてもなお相続人が、所有者が不明の場合については、より実際に使っている方への課税することも可能になるという制度の趣旨でございます。ですので、今、伊藤議員さんがおっしゃってくださった場合は、所有者が分かっている使用者の方が使われているといったような場合には、通常の課税対象であって、本当に相続の手続がなくなって所有者が不明で、例えば公共事業もできないとかそういった場合に、よりスムーズに対応するために取られた制度でございます。

以上になります。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） そこで、例えば収入を上げているから税金を納めなきゃならないという形で、恐らくそこからの発想だと思うんですが、ただ問題は普通の農地の場合、例えば結構放棄して、例えば要らないよと、畑も山もという方たちが出ていの中で、今度作っている人が税金払わなきゃならないと。それは当たり前だと思うんですけども、そこで税金払ってまで作るんだら、それは私今から作りませんよとか放棄しますとなってくると、結構、混乱が起きるんじゃないかなという気がするんですよ。だから、例えば土地の所有権が分からない土地を使用者の方が、例えば所有権移転ができるという形なんだったらいいんですけども、そのような考えはどうなっているかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 今回の制度で、全ての土地が全て使用者に課税されるとい

うものではないかと、先ほどから申し上げたように、所有者が不明で、どうしても調べても所有者が分からない場合で、公共事業等に支障が来すような場合を、まずは第一の原則としておりますので、全てが今、申し上げた制度に反映されるというものではないかと。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 全てでないと思うんですが、だからその区分が、例えば農地だったりとか、宅地だったりとか、雑種地だったりとか、そういう区分が分からないんで、例えば農地だったら分からないとかとあるだろうと思うんですけども、その辺などもちょっとお聞きしたいなと思っていました。最後にお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 地目による選別はございません。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 数字的なものでございますが、11ページ、第8条、昭和57年から平成33年で、右のほうは令和6年度となっておりますが、これ令和3年度ではないかと。

それから、ページ、18ページ、第17条の2、それから1項、2項、これも平成32年度、右は令和5年度とありますが、令和2年度ではないかどうか、ちょっと私も内容は分かりませんが、数字的なものですが、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 説明させていただきましたが、この条文については3年間期限を延長する内容となっております。ですので、旧条例が平成33年度に3年間延長されるものですから令和6年度ということで、次についても3年間延長を加味しての改正となっております。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） たばこ税についてお聞きします。

7ページの4節町たばこ税というふうなことで、94条の2項の下線の部分が、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の換算については、1本をもって0.7本に換算するというふうな条文がありますが、これは新しくなったということの中で、2年間の中で調整しているというふうな説明だったわけですけども、簡単に言うと20本入りの葉巻たばこ

は0.7とすると、二七、十四ということで14本が税金対象というふうな理解でよろしいでしょうか。まず第1点。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 今回の改正については、葉巻たばこに関する改正でございましたが、これまで葉巻たばこについては、重量比例課税ということで、近年、葉巻たばこが軽量化されているということで、紙巻たばこの税の公平性を配慮して今回の改正となったものでございます。2か年で改正されるわけですが、最初の改正、令和2年10月から実施の分については、毛利議員おっしゃったとおり、0.7グラムを0.7本の紙巻たばことみなして課税する、令和3年10月からは、1グラム未満を1本の紙巻たばことみなして課税するという段階的に課税を上げていくわけですが、申し訳ございません、私、葉巻たばこの販売方法がどのようにされているか、具体的なものが分からないのですが、考え方としては、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばこと同等に課税されるということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 私も分からないんで聞いているんですけども、その下の第4項になりますと、ここの3行目に加熱式たばこの重量を紙巻たばこ、この本数に換算する場合における計算は、云々というふうにあるんですけども、簡単に言うと2年度と3年度で調整を行って正常化に戻すというふうな中で、問題はこの0.7というふうなのが20本入りだと、先ほど言ったように、14本というふうになるんですけども、いわゆる税金、たばこ税として町に入る場合は、どういうふうになるのかなと。いわゆるこの前の一般会計の予算の町たばこ税というふうなのが何ぼ何ぼ、何千万、8,000万だかということで収入になっておりますけれども、この改正、専決処分をしたことによって、その税額がどのように変わるんでしょうかというふうに思うんですけども、上がるのか下がるのか、そのままで8,000万ぐらいで変わりありませんよというのかどうなのか、そこをちょっと教えていただきたい。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまの質問でございますが、税収についてのご質問であらうかと思えます。たばこ税については令和2年度4,700万ほど見込んでおりますが、葉巻たばこについては、町内では実際には税収としてないようですので、その分は見込んでおりませんので、このたびの改正についても影響はないのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

後で、じゃ。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

ちょっとお聞きしたいんですが、資料の4ページ、先ほどの伊藤議員との関連もあるんですけども、4ページの4番、54条の4番、固定資産の所有者の所在がいろんな事由によって不明である場合、その使用者を所有者とみなして課税をすることができる、こういうふうに書いてあるわけなんですけれども、この使用者の判断なんですけれども、今までに宅地とかそういうようなところで草刈りしたとか管理しているのであればこれは分かりますけれども、山林とかいう雑種地の場合に、そこに行ったこともない、管理もしていない、荒れていると。本人も分からない。そういう場合は、使用者というのを町で探すのか、そういう人も使用者と認めるのかと、そういったことをお聞きしたいんですけれども。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 所有者についての考え方ではありますが、今回の法改正のまづ大前提ではありますが、例えば家にずっと住んでいるにもかかわらず、正当な相続人でないという理由で課税されずにそのまま住み続けているといった場合、分かりやすく言うとそういったケースが一番分かりやすいかと思うんですけれども、そういったことで相続人を戸籍上調べても全員がお亡くなりになっているとか、正当な相続人が見当たらない場合に、実際住んでいるその方に、使用者ということで課税することができるという制度でございます。

今の山林のご質問であります。共有なんかの場合ですと、確かに相続人が一部特定されないということも生じてくるかと思いますが、ほかに共有の方がいれば、所有者はある程度特定できるということで、今回のような案件とはちょっと異なるのかなと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ちょっと分かりかねるんですけれども、今、課長が言ったのは、宅地というか家屋に人が住んでいるような場合というふうにお聞きしたわけなんですけれども、それは宅地であって、もちろんね、住んでいる場合はその使用者というふうに判断するわけなんですけれども、これが農業用地というか山林とか、雑種地とかそういうところの場合は、使用者というふうに認めるのか認めないのかということなんです。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） その土地が、相続人と思われる方が誰もいない場合、なおかつ使用者と思われる方が使用して、何らかの利益を得ているような場合には、可能性はあると思います。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 何か利益を得ている場合と。利益は、今、山林の場合はほとんどないんです。そういうような利益のない場合は、じゃ、固定資産税は払わなくてもいいと、そういう判断でいいんですかね。

○議長（菊地勝秀君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） すみません。じゃ、ちょっと……

○議長（菊地勝秀君） じゃ、その件につきましては、後ほど詳しく税務町民課長のほうからご説明いただきたいというふうに思います。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第30号 専決処分承認を求めることについて（大江町税条例等の一部を改正する条例）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

議第31号 専決処分承認を求めることについて（大江町都市計画税条例の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第31号 大江町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料3の新旧対照表をご覧ください。

1ページをご覧ください。

第2条につきましては、地方税法等の改正により、引用先の条文が項ずれとなることから、これを修正するものであります。

1ページ中段から4ページまでの附則の各項につきましても、地方税法等の改正に伴う引用条文の項ずれへの対応、また、改元に伴う元号の修正と字句等を整理するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の施行日であります令和2年4月1日から本条例を施行する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第31号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第31号 専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画税条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

議第32号 専決処分の承認を求めることについて（大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第32号 大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料4の新旧対照表をご覧ください。

1ページをご覧ください。

第3条は、国民健康保険税の課税額について定める条文となりますが、地方税法等の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものであります。

次に、1ページの下段から2ページにかけて記載しております第11条は、国民健康保険税

の軽減について定める条文であります。5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものであります。

2ページ中段をご覧ください。

附則第4項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について規定する条文であります。地方税法の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴い、引用条文を追加するものであります。

また、附則第5項は、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定する条文であります。附則第4項の準用規定となっており、低未利用土地等の譲渡に係る課税の特例の創設に伴い、引用条文を追加するものであります。

以上が大江町国民健康保険税条例の改正規定となります。附則第4項及び第5項につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日に施行することとなり、それ以外の改正規定は令和2年4月1日に施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、地方税法等の施行日であります令和2年4月1日から本条例を施行する必要が生じたことから、専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第32号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第32号 専決処分の承認を求めることについて（大江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

議第33号 専決処分の承認を求めることについて（大江町固定資産評価審査委員会条例の

一部を改正する条例) について、担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長(阿部美代子君) 議第33号 大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料5の新旧対照表をご覧ください。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例で引用している「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と名称が変更され、また、構成が章立てとなることから引用条文が項ずれするため、第8条と第12条の字句等を整理するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、当該法律が既に施行されており、早急に条例を改正する必要があることから、専決処分したものであります。

以上でございます。

○議長(菊地勝秀君) 議第33号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(菊地勝秀君) 討論なしと認め、採決します。

議第33号 専決処分の承認を求めることについて(大江町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(菊地勝秀君) 全員です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

議第34号 専決処分の承認を求めることについて(大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)の一部を改正する条例について、担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第34号 大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、放課後児童支援員の資格要件の拡大により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があったため、令和2年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げますので、資料6の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件について規定したものでございますが、資格要件については、これまで保育士等の資格を有する者などであって、かつ都道府県知事、または、指定都市の長が行う認定資格研修の修了者としておりましたが、それに加えて、中核市の長が行う認定資格研修の修了者についても新たに規定して加えたものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第34号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第34号 専決処分の承認を求めることについて（大江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定しました。

議第35号 専決処分の承認を求めることについて（大江町介護保険条例の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 続きまして、議第35号 大江町介護保険条例の一部を改正す

る条例に係る専決処分の承認を求めることについて、詳細をご説明申し上げます。

町長説明にもありましたとおり、消費税率の引上げに伴う低所得者に係る介護保険料の軽減措置の完全実施により、介護保険法施行令等の改正が令和2年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、令和2年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明を申し上げますので、資料7の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第3条第1項、第3項及び附則第2条第1項は、元号を平成から令和に改めるものでございまして、第3条第4項については、消費税率引上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減強化を図るため、公費を投入した軽減措置について、昨年度に引き続き実施するものでございます。

軽減額については、昨年10月に実施された消費税率引上げに伴い、令和元年度については軽減額の半分の軽減幅として実施をし、令和2年度に完全実施することになります。このことを受け、令和2年度における保険料基準額に対する割合については、第1段階は0.375から0.3に引き下げ、保険料を2万1,780円に、第2段階は0.625から0.5に引き下げ、保険料を3万6,300円に、第3段階については0.725から0.7に引き下げ、保険料を5万820円にそれぞれ引き下げるものでございます。

なお、軽減した保険料相当額は公費負担となりまして、国・県及び町が負担することになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第35号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第35号 専決処分の承認を求めることについて（大江町介護保険条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第36号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第1号）について、担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） それでは、議第36号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第1号）の詳細について、ご説明いたします。

初めに、3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、後ほどご説明いたします中小企業緊急災害対策利子補給について、その債務が当該年度以降にも生じることから、その期間及び限度額を設定するものであります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明しますので、5ページをお開きください。

4款衛生費は21万円の追加です。

1項2目予防費の消耗品費追加は、万が一、町内でウイルス感染が確認された場合に、施設等の除菌作業を行うため防護服など50セットを準備するほか、備品購入費といたしまして、健康診断などを行う際に、感染を予防する非接触型の体温計の購入費用を計上いたしました。

7款商工費は2,779万円の追加です。

1項2目商工振興費であります。この中で、18節の負担金、補助及び交付金をご覧ください。

県緊急地域経済対策協議会負担金は、消費活動の喚起を目的に、県、市町村及び商工団体による協議会に対しての負担金であります。協議会では、県と市町村の拠出金を基金として積み立てまして、商工会を通じて商店街の取組を支援するものであります。

次の中小企業緊急災害対策利子補給金は、売上高の減少が著しい事業者が山形県商工業振興資金の融資を受ける際に、金融機関と県、町が連携して利子分を補給するものであります。

次の緊急経済対策商品券事業補助金につきましては、町内の商店街等での購買活動促進と併せて家計支援を図るため、町民一人当たり3,000円分の商品券を配布する取組でございます。

商品券につきましては、即効性のある対策となるよう、有効期限を8月末日と設定した上で、4月の下旬には各世帯に引換券を郵送し、5月の連休明けをめどといたしまして商品券と引き換えて使用できるよう、スケジュールを考えているところでございますけれども、今後の感染状況などを踏まえまして慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

なお、需用費、役務費、使用料及び貸借料につきましては、この商品券事業に伴う事務費であります。

産業振興事業等補助金につきましては、県の補助事業を受けて実施するものであります。町商工会が行う個人消費喚起のための事業への補助金でございます。

下段の10款教育費は100万円の追加であります。

1項2目事務局費の消耗品費追加は、布製マスクを町内の小中学生全員に2枚ずつ配布するほか、消毒液など衛生用品の必要量を確保し、ウイルス対策に万全を期してまいります。

備品購入費につきましては、小・中学校の各クラスに非接触型の体温計を備え置く費用を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、4ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う特定財源となる県補助金を計上したほか、不足する財源には、前年度の繰越金を充当しております。

以上が令和2年度大江町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第36号の質疑については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定いたしました。

なお、発言される場合は、ページ数をお示しの上、発言してください。

それでは、議第36号の質疑を行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井です。

ページ数5ページの商工費、緊急経済対策商品券事業補助金、一人当たり3,000円、町内に住民票のある方ということですよ。3,000円となった金額の根拠を教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ご質問にお答えしたいと思います。

このたびの商品券の町民への配布にいたしましては、先ほど目的につきましては、町長あるいは総務課長のほうから、ご説明あったとおりでございます。これまで町のほうでは、プレミアム付商品券等々の発行を行ってまいりました。平成21年には、定額給付金ということで現金給付のほうを国の制度の中で行ってきた経過がございます。

このたびも経済対策といたしまして、何を行うか、当然何かというか、いろいろ要望があった中で、町として経済対策を行っていかねばならないということの中で、いろいろと案を出しながら、町として検討してきた結果でございます。即効性のあるものということが一番に考えまして町民一人当たり3,000円ということで、今回予算のほうに計上させていただいたところでございます。今現在、考えているところが大体8,000人程度、町民につきましては4月1日現在で7,951人、住基台帳でございます。大体8,000人と考えまして、8,000人の3,000円で2,400万円の商品券を準備したいと。当然、町の財政等々も鑑みながら検討した結果でございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 8番、伊藤です。

歳出のほうで5ページなんですけれども、中小企業対策利子補給と出ていますが、利子補給で75万なら、パイでいえばもっとまだまだ大きい金額なんです。今現在、これに申込みというかな、相談とかとあるような件数なんかありましたら、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今のご質問につきましては、2段目、18節負担金、補助及び交付金の中小企業緊急災害対策利子補給金についてのご質問かと思っております。この制度につきましては、当然、新型コロナウイルスの影響により経営に支障を来している町内の企業へ、県の事業と、あとは町と、あ

とは金融機関とこの3つが連携した中で、利子補給を行っているという事業でございます。今現在、これまでに受付は、今現在行ってございます。受付先については、金融機関のほうに受付というか申請をしていただいて、そこから町のほうと県のほうに認定書の確認がございます。今現在、町内の業者さんでは、1件ほど認定申請がございます。金融機関のほうには、その旨、認定書を出しているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

今日もテレビで話題になっていたんですが、こういった場合、例えば銀行に直接行くといのか、商工会なのか、役場なのかと悩んでいる方が結構いるらしいんですよ。やっぱり、その辺などもこれから指導していかなければならないし、こう連絡を密に取ってやっていってもらいたいなと思います。

先ほども言いましたように、利子で75万ですから、今、低金利でしょう。だから、パイはもっと大きいはずなんです。だから、かなりの金額かなと思われませんが、今現在、何1件、あ、そうですか。大体75万で何%くらい金利するかですが、今現在1件だということで、これからも恐らく借りるというかな、相談に来る方が多いんじゃないのかなと思いますので、さっき言いましたように、やっぱり窓口というのかな、その辺などもはっきり提示しながらやっていってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 答弁いますか。

[「いない」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

5ページ、7款2目の18節負担金、補助及び交付金の緊急経済対策商品券事業補助金2,450万についてお伺いしたいと思います。

昨日です。頂いた資料の中に大江区長会より提出された議会議長宛ての要望書を拝見いたしました。私は、この要望書は広く町民の声として受け止めていいのではないかというふうに思っております。

新型コロナウイルス対策についてという表題で、一世帯3万円の商品券と小中高生一人当たり3,000円の食事券を要望しますというふうな内容になっておりました。今回、提出され

ている補正予算の支給額の数字は、この区長会から提出された要望書の数字とは差があるなというふうに思われるものです。

昨日、山形市でも1名のコロナ感染者が出ており、県内の感染者が毎日増えているというふうな状況にあります。大江町民も、目に見えない、そして収束のめどが立たないコロナ感染に対して毎日不安でいることと思います。このような状況下の下、財政調整基金等を活用しながら、町長にはもう一步踏み込んだ商品券の支給体制を実践していただき、町民目線の行政となるよう、ぜひお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、藤野議員からありましたように、区長会さんのほうから、今の内容とおりの要望書等がありました。また、昨日の夕方ですか、商工会のほうからも、内容は若干違いますが、同様の趣旨の要望書というようなことで頂きました。区長会さんからの内容の部分について、もちろん、金額については、多いほうがいいというようなこともあるかというふうに思います。ただ、やっぱりこの町の財政規模の中で、どれだけできるかというのは財政を預かる町の責任者として、そこは配慮しなければならないというふうに思います。

財政調整基金の活用というふうなお話もありましたが、もちろんそれも財源の大切なものとして考えていかなければならないものだというふうにも思います。財調の部分については、他の大規模な事業が、今後控えているというような内容も検討しながら判断させていただいたというふうなことでありますので、この新型コロナウイルスの対策の部分については、まだまだ先が見えない、言ってみれば、少し中・長期的といいますか、1年単位で考えなければならぬものなのかもしれません。そこが一番の不安材料だというふうにも思いますし、そこを見通しながらやっていくというふうな意味合いでは、今回の対応については、町ができる部分から始め、一歩ずつ進め、そしてその後、今のところ、情報では国のほうからも一世帯当たり30万とか、中小企業者への支援とか様々な手だてが情報としては入ってきておりますが、なかなか詳細がまだ見えないという状況で、そこにつないでいくためのまずは町としての取組だというふうなことで、今回ご提案をさせていただいているというふうな状況でございますので、その辺のところは、今後の推移によっては様々な手だてを打たなければならないというふうなことを考慮した中での、今回の予算計上というふうなことでご理解いただければというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

今後の状況を見て、そのときになったらまた考える必要があるというふうに今おっしゃっていただいたと思いますので、そのように理解してよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） もちろん、そのとおりに理解していただいて結構であります。ただ、それを全て町の財源だけでやるのか、国からのこれからの動きの中で、タイミング的にできるだけやっぱり町の財政負担を少なくするような手だてを考えなければならないというふうに思いますので、その辺は、状況を見ながら対応していくというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

5ページの今の商品券の件でお伺いいたします。

まず、県内で初めて町として、町民の方全員に対して商品券を給付するという大きな決断をなされた松田町長に敬意を表します。国や県からの補償がまだ出ない中で、今回の商品券の給付によって、町内の商工関係を少しでも下支えすることができるのではないのかなと思います。また、町民の方も精神的に苦しい生活の中で、明るい話題になるのではないかなと思っています。

今もお話ありましたけれども、今後もどうなるか分からない中で、さらなる支援策も講ずる可能性もあるということですが、ぜひ、町としてそのような支援策をせずに済むように、町民を守るために、国や県に対して、町長から強く迅速な経済支援を要望していただきますようお願いをいたします。また、もし町でしなければならない場合に対しても、印刷代や送料は都度かかって、それも貴重な税金でありますので、もし2回目があるのであれば、できれば町長の考える限度額いっぱいでの支援策を講じていただけますように、よろしく願いいたします。

以上、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほども藤野議員の質問にお答えしたとおり、やはり今回の事態は、経済そのものがどうこうというふうなことに端を発しているのではなく、新型コロナウイルスの感染による経済のというふうな意味合いが強いというふうに私は思っています。なので、経済動向というふうなもの、もちろん結果的にはあるんですが、やはり根本となるところ

は、コロナウイルスの終えんをいつ迎えるのかというふうなことが大切であって、その手だてとしての経済的対策だというふうなことであります。なので、これはもう大江町自体のことばかりではなくて、国、または全世界の問題だというふうに、今、様々報道されております。その部分を国としてしっかり打っていただきながら、県が町がどうやってそこを下支え、町民のためにやっていくかというふうなことだというふうに理解しておりますので、次の手だて、次の手だてというふうなことで、状況を見ながら対応していく必要があるというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

今回このような決定というか補正予算を出されたこと、松田町長が山形県内で初めてこのような施策を打ち出したことは、大江町が先進的であることをアピールする差別化された町独自の魅力につながると思っています。皆さんが本当に町民のために思ってしてくださっているんだなということを感じていただけたと思いますので、ぜひとも感染対策も経済対策も、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 3人の方、いろいろ申し上げたとおりだと私も思いますけれども、ちょっと細かいところをお聞きしたいと思えます。

8,000人というふうな中で、2,450万円を計上したということですが、ゼロ歳から高齢者、全町民の方に配布するというふうな理解したわけですが、そのゼロ歳の捉え方ですが、昨日生まれた方もいるだろうし、この先、1週間後に生まれる方もいるだろうというふうな予測の中で、そのゼロ歳の捉え方をいつにするのか、まず第1点。

それから、配布の方法、いわゆる金券でございますので、それをどういうふうに町民の手元へ送るのか。いわゆる職員が持って行ってなんていうこともちょっとあり得ないと思うんですが、郵送になるのか、それとも区長さんに配布してその区域をまとめていただくのかというふうな第2点。

3点目は、その商品券の使えるお店、当然、商工会、飲食店組合等々で使えるというふうに理解するわけでございますけれども、いわゆる左沢に、この前進出していただいたドラッグストアの件、それから町のコンビニ等々でも使えるのかどうか、その3点お聞きしたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 毛利議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、ゼロ歳児の捉え方というご質問かと思えますけれども、この経済対策については当然、即効性のあるものということで、すぐにでもしたい、確実にしたいというような状況がございますので、今現在考えているところの、制度設計は今から詳しく行いますけれども、今現在考えているのは、令和2年4月1日の住民基本台帳に記載になっている方を対象にということで考えてございます。ですので、今4月2日以降にお生まれになった方については、対象外とならざるを得ないのかなと。対象にすることもできるかもしれませんが、システム改修等々で時間がかかってしまうというような状況がございますので、まずは基準日として、今のところ令和2年4月1日を基準として行っていきたい。ただ、先ほど説明にもありましたとおり、今後、新型コロナウイルスの拡大が進んできて町内の状況が変わってきたというような状況で、すぐにできないというような状況があれば、その時点でまた、例えば令和2年5月1日現在にするとかそういうふうなことは考える必要があるかと思えますけれども、今現在は4月1日の住民基本台帳を基に考えているところでございます。

あとは、配布の方法についてご説明したいと思いますけれども、配布につきましては、当然、先ほど議員からあったとおり、金券、お金と同等というふうに考えてございます。今現在、考えているのが先ほど総務課長のほうからもお話あったとおり、4月中に引換券のほうを世帯のほうに送らせていただきたいというふうなスケジュールを立ててございます。引換えについては、5月の連休明けをめどにということでございます。今現在、考えているのが、当然、役場に1か所にとというような状況であると、密集・密閉・密接というような3密になる可能性がございますので、今現在、考えているのが選挙のときの投票所の単位で職員が出向いて、世帯主あるいは代理人の方から取りに来ていただくというようなことを考えてございます。ただ、そちらのほうにつきましても、大きな投票所につきましては、かなりの人数がいらっしゃるといこともありますので、その辺のところについては、時間を区切ってであったりとか、そういうようなことで、休みの日などを使いながら、まずは行きたいと。それで都合が悪い方については、役場のほうに来ていただくというような2段階えで行ってきたいなというふうに考えるところでございます。

あとは、商品券を使える商店さんの考え方でございますけれども、昨年度、プレミアム商品券を発行させていただいております。そのときの発行店につきましては、商工会さんの日本一くん商品券の使えるお店屋さんから申請、申請と申しますか、加入して取扱いしていた

だけるといふようなことを確認しながら、あるいは商工会に入っていないお店屋さんについては、ホームページなどで広く募集を行いながら決定させていただいておりますので、そちらのほうを基に、今後、加盟店のほうについては、商工会さんと考えながら決めていきたいというふうなことが一つの方法かなというふうに考えてございます。

以上です。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） そのほかございますか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 5ページの10款1項17節備品購入費でございます。

先ほど購入費28万ということで、小・中学校を対象とした体温計というふうにお伺いしていますが、この体温計もいろいろ種類があると思います。例えば、よくテレビなんかで空港の搭乗口、搭乗員が通るたびに顔か額あたりになりますね、何秒か当ててやるとか、または、こう前を通ると自動的にコンピューターが計算して温度が出るとかいろんなあるわけなんですけれども、どのような体温計を購入されるのか、何個、数量ですかね、をちょっと。

学校ではどのように、例えば登下校するときに全部測定するために使うとか、そういったことをちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（菊地勝秀君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 宇津江議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、体温計ですけれども、空港で使うような温度差がはっきり出るものではございません。子どもでも扱いやすいように、ただし、多くの方が触れなくてもできる非接触型と呼ばれる、例えばわきの下であるとか、首とかそういうところで測るのではなく、おでこに近づけて測るタイプのものでございます。普通、1分、2分かかるものが通常の体温計なのですが、これから購入しようとしているものは、近づけて1秒で測れるという体温計になります。

購入個数ですけれども、大江町の小・中学校のクラス分、29クラス、普通学級と特別支援合わせて29クラスございますので、29個の購入を考えているところでございます。

使用方法ですけれども、基本的には、子どもたちには毎朝、自分で家で自宅で測ってくるようにということを申し上げております。学校では、その報告をして子どもの健康状態を観察する。ただ、子どものことですので、検温を忘れていたりする子どもがおります。そういう子どもたちに対して先生がピツとして測るというふうなことで、常に健康状態を確認する。それからまた、授業中に具合が悪くなる子どももいるかと思っております。先生が熱っぽいなという

ように思った子どもには、すぐ体温を測定できるような体制を構築するつもりでございます。

以上でございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） そのほかございますか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ数は、5ページ。

同じく緊急経済対策商品券事業補助金のところで、今4人の方から質問がありました。その中で、やはりこの商品券を県内に先駆けて町民の方に渡すというこの事業は、大変すばらしいことと評価しております。しかし、藤野議員からも話があったとおり、金額的な面でやはりもう少し町長からは頑張っていたいただきたい。そういう話をしたところ、藤野議員からも財政調整基金の話があったときに、町長からは、今後、大きな事業をするときに当たりということ、今はそれは使えないというような多分、答弁だったと思います。

しかし、現在、本当にコロナで町内の企業、私の所属している飲食業組合でも本当に目に見えるような悲惨な状態になっております。ひいては、今月の1日あたりの町内で行われておりました大きな歓送迎会もほとんどなくなり、やはりそういう宴会、そういうものがなくなって、この先、店をどうやったらやっていけるか、また、ほかの業態でも5月からの仕事がないなど、そういう話の中で、やはり明るい話題のない中で、これがコロナに対する経済の緊急対策、これが今年の町の大きな事業の一つと捉えていただいて、やはりそこから、基金から捻出していただきながら、さらにもう一步、大きなやはり支援をしていただきたい。また、総務課長の言葉、また町長の言葉の中に、今後の状況を慎重に考えながら、さらなることを考えていくという話もありました。そのことは、今後、まず今回5月に商品券を町民の方にまず配布をし、その後、今後の状況を見ながら再度もう一度、商品券を配るなど、そういうふうなことも考えての発言なのか、そのところは町長に聞きたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 新聞報道などを見ておりますと、他の市町村でも経済対策というふうな形で、例えば旅館の宿泊券の補助だとか、タクシー券の補助だとか、そういった補助制度を行うというふうなことで報道がありました。現在の感染状況を見る限りにおいては、なかなか実施するには、やっぱり感染拡大のほうを防止するのが最優先ではないかというふうなことで、延期というふうな形で報道されているようであります。

私どものほうでも、先ほども申し上げましたとおり、経済対策を打ちながらも感染防止策

をしっかりやっていかなければならないという基本的な方針というふうになります。なので、今ご質問がありました部分については、やはり消費を、今度は消費拡大を図れる時期というふうなものが来れば、国のほうでも様々なことをやっていきたいというふうなことも言われております。なので、町が単独でやる部分と、そういった制度を利用しながら実施していく部分と、少し経済の状況を見ながらにはなるかというふうに思いますが、経済というより新型コロナウイルスの感染の状況を見ながらというふうなことになるとは思いますが、その部分で、今の質問に端的に答えるとすれば、考えているというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 町も財政がなかなか厳しい中で、ご決断していただいたということは、本当にありがたく思っております。しかし、国のほうもまだ本当にきちんとした対策が決まっていない、いろんな対策が出てきては、それがまた変わってしまう。それで、町長が言ったように、一日一日、そのいわゆる国からの国民に対するいろんな取組が変わってくる中、また、山形県も、まだ本当に対策を出せないその中で、大江町がいち早くこういう対策を出すことに対して、やはり本当は町内のいろんな商店とか企業が本当に今頑張っています。ただ、町長が言ったように、コロナが落ち着く、それがいつになるか分かりません。夏までに終わるか、今年いっぱいかかるか、さらに来年までなのか分かりません。しかし、コロナが大体落ち着いてきたときには、多分、町の商店の半分、または3分の2が多分、営業できなくなっている、そういうふうな可能性もあるわけです。そういうところで、やはり国がそういう持続化に向けて何ら手を打たないのであれば、少しずつでいいので、やはり町から、やっぱり本腰を入れて、町の商店、企業を守るための施策をやはり考えていただき、本当に何かあったときに使おうと思っていた基金ではあるとは思いますが、そういう基金も町民のために使ってこそ、生きる基金だと思いますので、建物を建てる、いろんな物を修繕する、そういう場ではなく、まず町民に、いわゆる希望を持つ、そういうところで使っていただければと思っておりますので、今回、増額ができないのであれば、再度2回目、3回目ということで、やはり町民の町の中にお金を回すと、そういうふうなことをしていただきながら考えていただきたいと思います。もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、私たちがしなければならないことというのは、3つの密を守ること、または、できるだけ出かけないようなことを考えてほしいというふうなことを国、または県のほうでも、もちろん町のほうでも訴えをしながら、この感染拡大に向けた取組として、

大きな、私たちは課題を頂いているというふうに思います。

その中で、一方で経済の問題が出ているというふうなことで、今、議論をさせていただいているわけですが、今お話しされたように、そういう消費拡大を大胆にできる状況になれば、それは先ほどから申し上げておりますように、国の制度なり、町の基金なり、そういったものを活用しながら、今回は先ほど、私の言葉では、一歩目だというふうなお話をさせていただきましたが、そういった意思で進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ今回の商品券の発行、そして消費が町の経済の一助、そして家計の支援への一助というふうなことで、うまく生かされるように我々は一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、町長の本当に力強い言葉を聞いて安心しました。

本当にコロナが落ち着いて、本腰を入れて町内の経済を復活させるときには、大胆なる発想で、町の予算を使って支援をしていただきたいと思いますので、今、言った言葉を忘れないで、ぜひどうかよろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございますか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

5ページの一番上の保健衛生費ということで、そこの需用費に、先ほど総務課長から話があったんですけども、若干ちょっと聞き取れないところがありまして、消耗品費の中に、新型コロナウイルスに対応する消毒液等があったと思うんですけども、そのほかに除菌作業服、防護服といたしますか、これは入っているんですか、入っていませんか、お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

4款1項2目の予防費の中の消耗品の内訳でございますが、ただいま説明もありましたとおり、基本的には防護服が50着分ということで17万6,000円、そのほかに検診時に使う紙コップ等を含めまして総額で18万2,600円ということで、予算上は18万3,000円の要求となっているところでございます。

ちなみに、一番大きい防護服につきましては、これから町内で感染が拡大された場合においては、当然のことながら、公共施設については職員の方が消毒作業を行うということになってございますので、それに対応するために、職員の方の防護服ということで、50人分を新

たに今回追加をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

そうすると、その防護服50着分を買う、これは学校給食を行う方々に着用する服と、こういうことだと思うんですけども、それ以外の服は要らないんですかね。あとは、そのほかに、あるいは体温センサーといますか、おでこにこうパッとすると温度が測れるね、体温が測れるそういったもの、あるいは消毒機械、これは学校だけでなく、例えば役場にコロナが感染が、状況次第によっては、役場に入ってくる方あたりの体温センサーとか、あるいは消毒とかそういうことが必要になってくるんでないかなと、そういった準備は必要ないのかなということをお願いします。職員のまた防護服というかね、その辺。

○議長（菊地勝秀君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

結城議員のご質問でございますけれども、今回、4款に計上している予算につきましては、万が一、ウイルス感染が確認された場合に、施設等の除菌作業を行うための準備でございます。庁舎、役場については、今回は計上しておりませんが、そういったことも十分あり得ますので、その際は、2款のほうに計上するというふうなことになるかと思えます。ただ、4款のほうでは、健康福祉課所管の施設とは限っておりませんので、万が一、発生した場合には、そちらも使うというふうなことになるかと思えます。

○議長（菊地勝秀君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第36号 令和2年度大江町一般会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回大江町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年6月19日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 菊 地 邦 弘

署 名 議 員 藤 野 広 美